

「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について」

全国で新型コロナウイルスの感染が広がっています。感染された方をはじめ、そのご家族や同僚、友人、治療に当たられている医療機関関係者などの関係者の方々に対しての不当な取り扱いや、インターネット上のサイトや SNS 等に誹謗中傷の書き込みを行うといった、差別・いやがらせ・いじめ等の行為は、決して許されるものではありません。感染者の方々等への差別や偏見等が広がることは、人々の不安を煽り、感染拡大防止の取り組みの妨げにもなります。

感染のリスクは誰にでもあります。その中で、感染症のまん延を防ぐには、一人ひとりがお互いを思いやる気持ちをもって冷静に行動することが何よりも大切です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見・差別・いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まずご相談ください。

人権相談窓口

○みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

0570-003-110（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

○子どもの人権110番

0120-007-110（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

○外国語人権相談ダイヤル

0570-090911（平日午前9時00分から午後5時00分まで）

令和2年4月15日「矢掛町新型コロナウイルス感染症対策本部」